

ふじみ野市公共施設予約システム利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、ふじみ野市公共施設予約システム(以下「本システム」といいます。)を利用して、ふじみ野市及び指定管理者(以下「市等」といいます。)が、管理する公共施設の予約申込等をする際に必要となる利用者登録手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は本システムによるサービスを提供します。本システムに利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(利用者登録の対象者)

第3条 個人で利用者登録をすることができる者は、15歳以上(中学生を除く)とする。ただし、施設によっては、別に要件を定めることができます。

2 利用者登録することができる団体は、代表者が第1項の要件を満たし、市内に在住在学在勤する者を過半数有し構成される団体であること。ただし、施設によっては、別に要件を定めることができます。

3 利用者登録をした個人又は団体が利用できる施設は、ふじみ野市が別に定めるものとします。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、各施設の窓口(以下「受付窓口」といいます。)へ、ふじみ野市公共施設予約システム利用者登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)(様式第1号)を提出するものとします。

2 前項の手続きを行う場合は、本人確認のできる書類(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、学生証、社員証、パスポートなど。以下「本人確認証」といいます。)を併せて提示するものとします。

(利用者登録等)

第5条 市長等は、利用者登録ができる各窓口において、前条により提出のあった登録申請書の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、本システムの利用者として登録を行うとともに、当該申請者に利用者を識別するために番号(以下、「利用者登録番号」という。)を本システムに登録します。

2 前条の規定による申請者は、前項の利用者登録番号を付番する際、自ら暗証番号を設定しなければならない。

3 利用者は、利用者登録番号を慎重に取り扱い、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者登録番号は、他人及び他団体にこれを譲渡し、または貸与することはできません。

(利用者登録番号・パスワードの利用・管理)

第6条 利用者は、利用者登録番号、パスワードを本システムに入力することにより、利用申込等の手続を行うことができます。

2 パスワードは、利用者が本システムにおいて、利用申込等の手続を行う前に設定してください。

3 本システムを利用するための利用者登録番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

(1) 登録番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。

(4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

4 市長等は、これら厳重に管理された登録番号・パスワードにより行われた手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録事項の変更等)

第7条 利用者は、利用者登録に係る事項を変更し、又は利用者の登録を廃止しようとするときは、速やかに受付窓口に対してふじみ野市公共施設予約システム利用者登録変更等届出書(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(利用者登録の抹消等)

第8条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消し、又は予約システムの利用を一時的に停止することができるものとします。

(1) 第7条の規定による廃止の届出がなされたとき。

(2) 利用の登録が虚偽その他不正の手段によりなされたとき。

(3) 登録者がこの規約の規定に違反したとき。

(4) 登録者が予約システムを利用して施設の利用が継続して3年以上ないとき。

(5) 予約システム又は対象施設の不正及び不適切な利用があったとき。

(6) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。

(7) 対象施設の予約後に当該対象施設を利用しないこととなった場合に、対象施設ごとに市長が別に定める日までに利用の取消しを行わなかったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が予約システムの管理上必要があると認めるとき。

(施設及び利用方法)

第9条 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設及び利用申込等手続の具体的な方法については、ふじみ野市が別に定めるものとします。

(免責事項)

第10条 市等は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第11条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市長等は、利用者の申請に基づき収集された個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として、各施設の管理者が利用する場合があります。

(利用規約の変更)

第12条 市長等は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成23年3月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から適用します。